

情報公開規程

(目的)

第1条 本規程は、特定非営利活動法人フードバンクセカンドハーベスト沖縄（以下「この法人」という）が、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するために必要な事項を定めることにより、この法人の公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

(法人の責務)

第2条 この規程の解釈及び運用に当たっては、一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第3条 別表に規定する情報公開の対象書類の閲覧又は謄写（以下「閲覧等」という）をした者は、これによって得た情報を、この規程の目的に即して適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

(情報公開の方法)

第4条 この法人は、法令の規定に基づき情報の開示を行うほか、この規程および情報管理規程の定めるところに従い、インターネットを利用する方法又は主たる事務所への備置きにより、情報の公開を行うものとする。

(公告)

第5条 この法人は、法令及び定款の規定に従い、貸借対照表について、公告を行うものとする。
2 前項の公告については、定款の定める公告方法によるものとする。

(公表)

第6条 この法人は、別表に掲げる規程等について、インターネットを利用する方法により公表する。これを変更したときも同様とする。

(書類の備置き等)

第7条 この法人は、別表に掲げる規程等を主たる事務所に常時備え置くものとする。
2 この法人は、前項の規定により主たる事務所に備え置いた書類を閲覧等に供するものとする。

(閲覧等の場所及び日時)

第8条 前条の規定に基づき閲覧等の対象となる書類の閲覧等の場所は、代表理事の指定する事務所内の場所とする。

2 前条の規定に基づき書類の閲覧等が可能な日は、この法人の休日以外の日とする。書類の閲覧等が可能な時間は、この法人の業務時間のうち、午前10時から午後3時までの間とする。

(閲覧等の方法)

第9条 第7条第2項に基づき別表に掲げる書類の閲覧等の申請があったときは次に定めるところにより取扱うものとする。

- (1) 申請者は、閲覧を希望する日の3営業日前までに電話もしくはメールにて申請を行うものとする。
- (2) 事務局は、閲覧に供する日時を定め、請求者に通知する。
- (3) 閲覧の際、事務局は様式1に定める閲覧受付簿に必要事項を記載し申請された書類を閲覧に供する。
- (4) 閲覧等の請求については、請求した者から実費を徴収する。閲覧については1回あたり500円、謄写については1枚あたり20円とする。

(改廃)

第10条 この規則の改廃は、理事会の決議による。

附 則 この規程は令和2年10月1日から施行する。

別表

対象書類等の名称	備置期間
1 定款	永久
2 各種規程類	永久
3 事業計画書・収支予算書	5年
4 各事業年度の事業報告書・収支計算書・貸借対照表	5年
5 会計監査報告・役員名簿	5年
6 理事会議事録	10年

閲覧受付簿（様式1）

記載例

日付	氏名	住所	閲覧理由